

カジノ管理委員会事務局職員の I R 事業者等への対応方針

〔令和 2 年 1 2 月 1 0 日〕
〔カジノ管理委員会訓令第 3 3 号〕

特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（令和 2 年 1 2 月 1 8 日特定複合観光施設区域整備推進本部決定）に基づき、本方針を定める。

（目的）

第 1 条 本方針は、カジノ管理委員会（以下「委員会」という。）が、特定複合観光施設区域整備法（平成 3 0 年法律第 8 0 号。以下「I R 整備法」という。）に基づく許認可等を行う立場にあることから、その所掌事務の公正な遂行について国民に疑念を抱かれるおそれのないよう、カジノ管理委員会事務局職員（以下「職員」という。）の I R 事業者等への対応の透明性の向上等に資する必要な措置を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第 2 条 職員が、I R 事業者等への対応を行う場合においては、国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）、国家公務員倫理法（平成 1 1 年法律第 1 2 9 号）、国家公務員倫理規程（平成 1 2 年政令第 1 0 1 号）の規定を遵守するとともに、本方針によることとする。

（定義）

第 3 条 本方針において、「I R 事業者等」とは、I R 整備法第 3 章から第 1 0 章において規定される許認可等を受けた者及び監督の対象となった者並びに将来これらの者となる可能性がある者と認められる者をいう。

2 本方針において、「面談等」とは、職員と I R 事業者等との面談その他の接触であって、儀礼的な挨拶にとどまらず、その職務に関する具体的な話題に及ぶものをいう。

（面談等における対応）

第 4 条 I R 事業者等と面談等を行う場合には、以下のとおり対応することとする。

- 一 面談等は、原則として執務室内において行うこととする。ただし、I R 整備法の実施のために必要な事務を行うために、執務室外において施設の視察その他の情報収集等を行う必要があると認められる場合はこの限りではない。
- 二 面談等は、原則として複数の職員により対応することとする。
- 三 面談等の目的、相手先、日時、場所及び所要時間をあらかじめ上司に報告し、その承認を得ることとする。
- 四 面談等の時間設定や頻度、情報提供等については、特定の I R 事業者等を優遇しているとの疑念を生じたり、特定の I R 事業者等に不当に有利又は不利になること

がないよう、留意することとする。

五 I R事業者等との電話、メール又はファックスによるやり取りについては、日程調整等の事務連絡、委員会からの求めによる情報又は資料の提供等にとどめるものとし、この場合であっても、原則として、個人の携帯電話等は使用しないこととする。

(面談等の記録の作成及び公表)

第5条 面談等を行ったときは、別紙様式により、面談等の記録を作成し、その内容については、可能な限り面談等の相手方の確認を受けるとともに、課室内に共有することとする。

2 面談等の記録は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）及び「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）等に基づき、面談等を行う業務の目的に応じて設定した保存期間に沿い適切に保存することとする。

3 面談等の記録は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があったときは、同法の規定に従い、不開示情報を除いて開示されることとする。

(その他)

第6条 職員は、I R事業者等への対応において国民に疑念を抱かれるおそれがあると認められる状況があった場合は、その内容等を上司に報告することとする。

附 則

この訓令は、令和2年12月18日から施行する。

(別紙様式)

I R事業者等との面談等の記録

面談等の対応者	
日 時	
場 所	
相手方	
面談等の目的	
面談等の内容	